

【用語】 五料宿—佐波郡玉村町 芝宿—伊勢崎市柴町 水主—船を操る人 不作法—礼儀にはずれる、乱暴な振舞い 船会所—渡船の事務所 懸引—処置すること 勝手僱—わがまま 正路—正しく、まつとうに 仕来—先例、慣例 御科—罪、とがめ 松平大和守—前橋藩主、松平斉典 酒井与八郎—伊勢崎藩主、酒井忠良

【解説】 日光例幣使道筋の主な渡し場としては、五料・柴宿間の利根川と柴・木崎宿間の広瀬川の渡船が知られている。このうち利根川渡船は、元和二年（一六一六）八月に幕府が公認した一六カ所の定船場の一つで、前橋藩が管理する五料関所が川固めの役割を果たしていた。日光例幣使道はもともと脇往還であったが、明和元年（一七六四）九月新たに道中奉行の管理下におかれると、利根川渡船も同三年、道中奉行からあらためて五料宿と柴宿に管理が命じられた。

渡し場では船三艘が常備されたが、これは五料宿で建造された。水主は五料・柴宿から三人ずつ出し、大通行の際はさらに船三艘と水主が増員されることになっていた。船賃は平常、歩行一人銭五文、馬一疋九文であったが、出水の時には歩行一〇文、馬三〇文を受け取った。この文書は、利根川渡船の水主の乱暴な行為を取り締まるため、道中奉行から五料宿地内へ新たに船会所を設置することを承認された際の請書である。これによつて両宿役人が毎日一人ずつ詰めることになつた。